

特に記載がない場合  
参加無料、申込不要、受付時間は各施設の執務時間(市役所は土日祝を除く8時30分～17時15分)。  
※市役所所在地は各ページ欄外に記載しています。

## 広報番組のおしらせ

**TV** テレビ和歌山 5ch  
わがまち和歌山プラス! (15分)  
6月24日(日) 8時30分～  
【再】6月24日(日) 18時15分～  
**RADIO** 和歌山放送  
AM1431kHz / FM94.2MHz  
ゲンキ和歌山市 (5分)  
月曜～金曜 7時25分～

## 税金・保険料の納期限

**7月2日(日)**  
市県民税(全期・第1期)  
納税課 ☎435-1038  
国民健康保険料(第1期)  
国保年金課 ☎435-1214  
介護保険料(第1期)  
介護保険課 ☎435-1334

## 住宅リフォームの契約トラブルにご注意!

知らない業者が、突然自宅にやって来て「屋根瓦がずれている。すぐに補修が必要。」などと不安をもち、契約を迫られるなどのトラブルが発生しています。このような場合はすぐに契約せずに、見積りを複数の業者に依頼するなどしましょう。また不要な場合にはキッパリ断るようにしましょう。

消費生活センター ☎435-1188

## 危険物安全管理強調月間

危険物施設及び少量危険物の保有事業所は、自主保安体制の確立と施設の適切な維持管理に努めましょう。  
予防課 ☎427-0119



消防局マスコットキャラクター

## お知らせ

### 不法滞在をなくそう

「不法滞在・不法就労しているのでは」と思ったら、どんな情報でも警察署までご連絡ください。  
▼問合先 東警察署 ☎475・0110、西警察署 ☎424・0110、北警察署 ☎453・0110

### 固定資産税の家屋調査

平成31年度課税対象家屋の調査に職員が訪問しますので、ご協力をお願いします。新築の場合や耐震・バリアフリー・省エネの改修工事を行った場合、固定資産税の減額対象になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。また、家屋を取り壊したときは、必ずご連絡ください。  
▼問合先 資産税課 ☎435・1210

### 保存緑の保存費用一部補助

条例で指定された保存緑を保存するため、せん定費・病害虫の防除費の一部を補助します。  
▼補助額 せん定費・病害虫の防除費の2分の1(上限5万円)  
▼募集数 2件(抽選)  
▼申込 6月1日(金)～29日(金)に申込書を公園緑地課(本庁舎9階)へ提出 ※申請書は同課で配布  
▼問合先 公園緑地課 ☎435・1076

### 雨水貯留施設転用補助金

公共下水道に接続することにより不要となる浄化槽を、雨水貯留施設に転用した場合に補助します。  
▼補助額 改造に要した経費の2分の1(上限10万円)  
▼問合先 下水道企画課 ☎435・1246

### 空き家を活用した地域交流拠点等づくりに係る補助金

空き家を地域交流拠点等とするために改修を行う場合、改修費用等の一部を補助します。  
▼補助金額 改修費用等の3分の2(上限400万円) ▼予定戸数 2件 ▼申請 7月2日(月)～27日(金)に申請書等を持参 ▼申請 問合先 空家対策課(市役所8階) ☎435・1091 ※詳細は市HP(ID:1020115)

### 農林水産物とその加工品を扱う事業者の海外販路開拓支援補助金

▼対象 輸出事業協同組合の組合員として活動する事業・商社と共に海外販路開拓活動を行う事業 ▼補助額 入会費と組合費の合計又は委託費の2分の1(上限8万5000円) ▼問合先 農林水産課 ☎435・1049

### 老人医療費助成制度

67歳～69歳の市民税非課税世帯の方で、収入・資産等が一定の基準以下の方に医療費の助成を行います。助成を受けるには申請が必要です。  
▼医療費の負担割合 2割  
▼問合先 保険総務課 ☎435・1062

### 入札参加資格の追加申請

平成30年10月1日～平成31年9月30日に、市が発注する物品調達・業務委託関係の競争入札等に参加希望の方は申請してください。既に登録済の方は申請不要。  
▼申請 9月18日(火)までの9時～11時30分・13時～16時に申請書を持参 ▼申請 問合先 調達課(市役所5階) ☎435・1033 ※申請書は同課で配布・市HP(ID:1012661)

### 第6回全国家庭動向調査

平成30年度全国家庭動向調査(厚生労働省)を実施しますので、ご協力をお願いします。  
▼対象地区 名草地区の一部  
▼調査日 7月1日(日)  
▼調査方法 調査員が訪問し、調査票の配布と回収を行います。(調査員証を携帯しています)  
▼問合先 総務企画課 ☎488・5107

### 夜間漏水調査にご協力を

騒音が少ない深夜に探知機で路上調査をし、漏水の疑いがあれば後日確認作業を行います。調査員は企業(水道)局発行の調査員証明書を携帯しています。  
▼問合先 維持管理課 ☎435・1131(平日)、☎435・1313(夜間・休日)

### 教科用図書(道徳)展示会

平成31年度に中学校・義務教育学校後期課程で使用される道徳教科書の見本の展示会を開催します。

期間	場所
6/1 金～6/7 金	市役所1階市民ギャラリー前
6/9 土～6/12 土	河西コミュニティセンター
6/14 金～6/18 金	河北コミュニティセンター
6/20 金～6/24 金	東部コミュニティセンター
6/26 土～6/30 土	河南コミュニティセンター
7/2 土～7/5 土	北コミュニティセンター
7/7 日～7/10 日	南コミュニティセンター
7/12 月～7/15 月	中央コミュニティセンター

※各コミュニティセンターの休館日は金曜(南は水曜、中央は月曜)

### 都市計画案の縦覧

縦覧期間中、案について意見を提出することができます。  
①和歌山都市計画道路(貴志琴ノ浦線)の変更 和歌浦口交差点から和歌浦交差点までの区間  
②和歌山都市計画道路(中平井線)の変更 中から平井までの区間  
③和歌山大学前駅周辺地区地区計画の変更  
▼縦覧期間 平成30年6月15日(金)～6月29日(金)  
▼縦覧場所 都市計画課(本庁舎9階) ※①は和歌山県都市政策課でも縦覧と意見書の提出ができます。  
▼問合先 都市計画課 ☎435・1228

### 第18回和歌浦ベイマラソン With ジャズ

今年は11月11日(日)に開催します。ぜひご参加ください。  
▼申込期間 7月1日(日)～8月未(予定)  
▼問合先 スポーツ振興課 ☎435・1364 ※詳細は市報わかやま7月号・市HP(ID:1004393)

### 今年11月11日(日)に開催します!



### 相談

#### 人権ホットライン

人権に関わる問題について、人権相談専門ダイヤルを開設しました。専門の相談員が対応します。相談無料、相談者のプライバシーは厳守します。日常生活における人権に関するお悩みについて、お気軽にお電話ください。

▼相談 ☎435・1110

※話し中の場合は、人権同和施策課までお電話ください。

▼相談時間 8時30分～17時(土・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く)

▼問合先 人権同和施策課 ☎435・1058、  
jinkendowa@city.wakayama.lg.jp

### 生活困窮者の自立相談

生活や仕事に不安や悩みを抱えている方はご相談ください。自立に向けた取組をお手伝いします。  
▼場所 問合先 生活支援課(東庁舎1階) ☎435・1205

### うつ病夜間相談

眠れない、気分がうつうつしい、やる気が出ない、今までの趣味や楽しみに興味がわかなくなったなどの状態が続いていませんか。精神科医・精神保健福祉相談員等が相談に応じます。  
▼日時 6月13日(水) 18時～ ※予約制  
▼予約 問合先 保健対策課 ☎488・5117

### 認知症に関する相談

認知症について、気になることや心配事はありませんか。医師が相談に応じます。予約は各地域包括支援センターへ

地域包括支援センター	相談日
西 脇 / ☎456-1212	6/28 金
松 江 / ☎488-8782	6/13 土
川 永 / ☎464-2468	6/19 金
東山東 / ☎466-3344	6/7 金
名 草 / ☎444-3142	6/5 金
宮 前 / ☎474-5535	6/21 金
高 松 / ☎435-0312	6/21 金
城 北 / ☎488-5518	6/14 金

●特に記載がない場合、参加無料、申込不要、受付時間は各施設の執務時間内(市役所は土日祝を除く8時30分～17時15分)。

### 6月中旬に手続きしてください

子ども家庭課(東庁舎2階) ☎435-1219

### 児童手当現況届の提出

児童手当を受給している方は、「児童手当・特例給付現況届」を提出してください。

●提出方法 6月29日(金)までに郵送・持参  
【郵送】子ども家庭課あて

【持参】子ども家庭課、各サービスセンター  
※マイナポータルを利用した電子申請も可。

●出張受付 9時～16時

場所	指定日
東部サービスセンター	6月12日(金)
南 サービスセンター	6月13日(土)
河南サービスセンター	6月14日(日)
北 サービスセンター	6月15日(月)
中央サービスセンター	6月18日(木)
河北サービスセンター	6月19日(金)
河西サービスセンター	6月20日(土)

※公務員の方は勤務先へ